

資料 1

平成 2 8 年度福岡空港関係教育対策協議会

平成 2 9 年 1 月 2 0 日 (金)

福岡市教育委員会

議 題 1

会長及び副会長の選任について

(1) 会 長

(2) 副 会 長 (2名)

議 題 2

平成29年度事業計画について

平成29年度事業内容（案）

（単位：千円）

学 校 名	事 業 内 容	事 業 費	既存空調機 設置年度
東吉塚小学校	空調機 更新	39,520	平成4年度
筥松小学校		66,690	平成5年度
月隈小学校		39,140	平成6年度
席田小学校		31,540	平成7年度
吉塚小学校		49,020	平成7年度
板付小学校		69,920	平成8年度
箱崎小学校		56,620	平成9年度
那珂南小学校		54,720	平成10年度
馬出小学校		50,920	平成11年度
小学校9校 計		458,090	
吉塚中学校	空調機 更新	48,260	平成5年度
席田中学校		49,400	平成6年度
箱崎中学校		50,730	平成12年度
中学校3校 計		148,390	
合 計		606,480	

福岡空港関係教育対策協議会委員名簿

敬称略

委嘱区分	氏 名	役 職 名	備 考
市議会議員	やまぐち つよし 山口 剛司	市議会議員	再任
	あべ せいごう 阿部 正剛	市議会議員	
	はまさき たろう 浜崎 太郎	市議会議員	
市長の補助 機関の職員	ふなこし しんいち 舟越 伸一	港湾空港局空港対策部長	新任
	くぼ しょうぞう 久保 祥三	環境局環境監理部長	
教育委員会委員 及び教育委員会 事務局職員	まつばら たえこ 松原 妙子	教育委員会委員	再任
	はしもと じゅん 橋本 淳	教育次長	
関係学校長	きたはら りょうこ 北原 涼子	那珂南小学校校長	新任
	まちだ まり 町田 万里	席田中学校校長	再任
関係学校父母 教師会役員	ながしま ようこ 永島 陽子	板付北小学校PTA副会長	新任
	もりやま ちづる 森山 千鶴	板付中学校PTA副会長	
学識経験者	はなだ けんじ 花田 健司	東箱崎公民館館長	再任

任期：平成 28 年 10 月 8 日～平成 30 年 10 月 7 日

福岡空港関係教育対策協議会規則

昭和34年3月30日
教育委員会規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、福岡市附属機関設置に関する条例(昭和28年福岡市条例第70号)第4条の規定に基づき、福岡空港関係教育対策協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、福岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、福岡空港周辺の市立学校における航空機の騒音による教育の阻害に対して調査審議を行い、対策を協議する。

(委員)

第3条 委員は、13名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市長の補助機関の職員
- (3) 教育委員会委員及び教育委員会事務局職員
- (4) 関係学校長
- (5) 関係学校父母教師会役員(前号に掲げる者を除く。)
- (6) 学識経験者

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長2名を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事若干名を置く。
2 幹事は、市長の補助機関、市議会事務局及び教育委員会事務局の職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
3 幹事は、会長の命を受けて特定事項の調査研究を行う。
4 幹事は、会議に出席し、議事について助言することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育環境部教育環境課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則(抄)

この規則は、昭和34年4月1日から施行する。